

国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者の推薦に当たって

今回ご推薦をお願いする候補者は、令和8年度に実施する国立大学法人・大学共同利用機関法人の教育研究評価において、①中期目標の達成状況評価、②学部・研究科及び研究組織等の現況分析、③研究業績水準判定のいずれかを担当いただく専門委員（評価者）の候補者です。

ご推薦いただく際は、評価活動に十分な協力を果たし得る意欲のある方の中から、次の候補者要件のいずれかに合致する方のご推薦をお願い申し上げます。

- (1) 各専門分野における専門家として教育及び研究に従事し、高い学問的業績及び識見を有する者
- (2) 大学の教育研究活動及び運営に関し、豊富な経験と高い識見を有する者
- (3) 教育学術に広くかつ高い識見を有する者
- (4) 大学評価に関し、豊富な経験と専門的知識を有する者

また、多様にご意見を取り入れる観点から、特に女性専門委員の割合の拡大が望まれておりますので、女性候補者の推薦を積極的に御検討いただけますと幸いに存じます。

なお、関係諸団体から御推薦いただいた候補者につきましては、国立大学教育研究評価委員会において選考を行い、令和7年度以降に順次、専門委員として委嘱を予定しております。したがって、必ずしもご推薦いただいたすべての方を専門委員としてご就任いただくわけではございませんので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

国立大学法人等の教育研究評価の概要等につきましては、以下をご覧ください。

1. 国立大学法人等の教育研究評価について
2. 第4期中期目標期間における4年目終了時評価のスケジュール
3. 国立大学教育研究評価委員会専門委員の評価業務について

(関連規則)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会運営内規

※ 運営内規については、一部改正の予定

○ その他

- ・国立大学法人等の教育研究評価についての概要につきましては、当機構のウェブサイトをご参照ください（基本方針等となる「評価実施要項」を掲載）。

https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/

- ・ご推薦いただいた専門委員候補者の個人情報、専門委員の選考・委嘱のためにのみ利用します。この目的以外に取得した個人情報は利用いたしません。

国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について（申合せ）

平成19年3月26日
国立大学教育研究評価委員会決定
最終改正 令和6年10月2日

1. 選考方針

専門委員は、大学の教員及び大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の教員その他専門の事項に関し学識経験のある者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、大学評価に理解と意欲のある者とする。

- (1) 各専門分野における専門家として教育及び研究に従事し、高い学問的業績及び識見を有する者
- (2) 大学の教育研究活動及び運営に関し、豊富な経験と高い識見を有する者
- (3) 教育学術に広くかつ高い識見を有する者
- (4) 大学評価に関し、豊富な経験と専門的知識を有する者

2. 選考に際しての留意点

専門委員の選考に際しては、大学・地域・性別等に偏りがないように配慮するものとする。

3. 選考方法

1) 専門委員の選考に際しては、大学評価事業の公平性、透明性を確保する観点から、次の推薦依頼団体から広く候補者の推薦を求める。その際には、多様な意見を取り入れる観点から、女性候補者の推薦を積極的に求める。

(1) 推薦依頼団体

① 大学関係団体

【候補者要件】

大学等において教育研究又は運営等に従事し、又は従事した経験を有しており、各専門分野において、高い学問的業績及び識見を有する者であること。

② 認証評価機関

【候補者要件】

大学評価に関し、豊富な経験と専門知識を有する者であること。

③ 学協会

【候補者要件】

各専門分野において、高い学問的業績を有する者又は当該分野全体について高い識見を有する者であること。

④ その他団体等

【候補者要件】

教育学術に広くかつ高い識見を有する者であること。

(2) 推薦依頼方法

教育研究評価の概要及びスケジュール並びに専門委員の活動内容等を示し、評価活動に十分な協力を果たし得る意欲のある者の中から、各推薦依頼団体に示した候補者要件に合致する適任者の推薦を求める。

なお、機構においても、各推薦依頼団体からの候補者の推薦状況等を勘案し、必要に応じて候補者を推薦できるものとする。

2) 専門委員の選考は、専門委員選考委員会が行う。

3) 国立大学教育研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、専門委員選考委員会の選考結果をもって、評価委員会の選考結果とする。

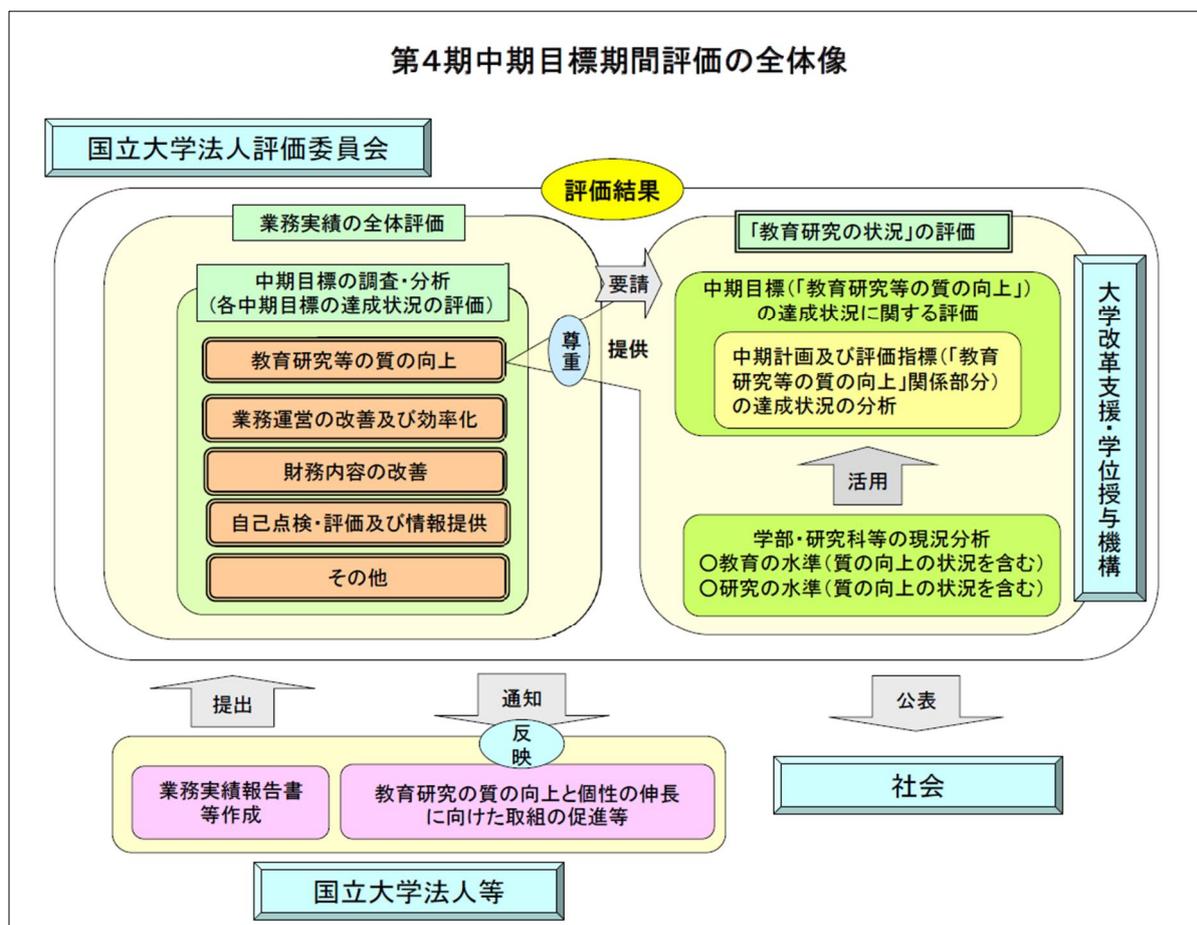
1. 国立大学法人等の教育研究評価の概要について

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、中期目標期間における業務の実績について、文部科学省国立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）による評価を受けることになっています（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第31条の2第1項）。

法人評価委員会は、この評価を行うに当たり、国立大学法人等の中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価（以下「教育研究評価」という。）の実施を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）に対して要請し、その評価結果を尊重することとされています（同法第31条の3第1項）。

当機構は、第4期中期目標期間の教育研究評価の実施要請（令和5年3月24日付け）を踏まえ、令和8年度に同法第31条の2第1項第1号に定める評価（以下「4年目終了時評価」という。）、令和10年度に同法第31条の2第1項第2号に定める評価（以下「6年目終了時評価」という。）を実施し、その結果を法人評価委員会に提供するとともに、公表いたします（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）第16条第2項）。

当機構の教育研究評価は、教育研究の特性や国立大学法人等の運営の自主性・自律性に配慮しつつ、国立大学法人等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するものです。さらに評価に関する一連の過程を通じて、国立大学法人等の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていきます。



2. 第4期中期目標期間における4年目終了時評価のスケジュール ※令和7年1月に確定予定。

		令和8年									令和9年							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月				
学部・研究科等の現況分析	研究業績水準判定組織	提出期限	判定資料準備	水準判定作業	研究業績水準判定結果													
	現況分析部会		提出期限	分析資料準備	分析作業	会議資料準備	第1回現況分析部会	法人への問い合わせ (分析に当たっての確認事項)	分析作業	会議資料準備	第2回現況分析部会	現況分析結果(原案)						
中期目標の達成状況評価	達成状況判定会議			提出期限	評価資料準備	評価作業	会議資料準備	第1回達成状況判定会議	法人への問い合わせ (ヒアリングに向けての確認事項)	評価作業	ヒアリング資料準備	法人へヒアリングの実施	会議資料準備	第2回達成状況判定会議				
															国立大学教育研究評価委員会	意見申立て	意見申立審査会	国立大学教育研究評価委員会

3. 国立大学教育研究評価委員会専門委員について

1. 評価作業

国立大学教育研究評価委員会専門委員（以下、「専門委員」という。）は、当機構が行う国立大学法人等の教育研究評価において、専門の事項を調査するため、国立大学教育研究評価委員会に置かれ、達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織のいずれかの評価組織において評価作業を実施します。

○ 達成状況判定会議（中期目標の達成状況評価）

- ① 達成状況判定会議は、書面調査及びヒアリングを行い、中期目標の達成状況の評価を実施します。その際、学部・研究科及び研究組織等の現況分析結果を活用します。評価結果（原案）を作成し、現況分析部会から提出された現況分析結果（原案）と合わせ、評価報告書（原案）として評価委員会に提出します。
- ② 達成状況判定会議は、評価委員会の委員及び専門委員によって構成されます。具体的には、会議内に対象国立大学法人等の状況に応じた8つのグループを編成します。グループリーダー及びサブリーダーは、グループにおける意見等の取りまとめ、グループ内及び評価委員会との連絡調整を行います。
- ③ 各グループ間の調整は、必要に応じて、評価委員会に設置された運営小委員会において行います。

【参考：前期（第3期）役割分担と配置方針】

役割分担	配置方針
○グループリーダー ・グループの総括 ・必要に応じてチーム間の「評価結果（原案）」の調整	・グループ内のチーム主査より選出
○サブリーダー ・グループリーダーの補佐 ・国立大学教育研究評価委員会との連絡調整	・国立大学教育研究評価委員会委員より選出
○チーム主査 ・チームの評価作業（書面調査、ヒアリング）の総括 ・必要に応じてチーム内の「評価結果（原案）」の取りまとめ	・国公立大学の学長経験者又はそれと同等の役職経験者
○主担当及び副担当 ・書面調査、ヒアリング ・「評価結果（原案）」作成	・国公立大学の学長・副学長経験者又はそれと同等の役職経験者
○有識者 ・書面調査、ヒアリング ・主担当が作成した案に対する意見	

【参考：評価作業の概要（中期目標の達成状況評価）】

国立大学法人等から提出された「中期計画の達成状況報告書」に基づき、「中期目標の達成状況」についての評価の分析・調査を実施します。

評価の分析・調査に際しては、書面調査のほか、2回の会議と1回のヒアリングを予定しています。また、役割分担等によって作業量は異なってきますが、例えば、1人当たり4法人（主担当として1法人、副担当として3法人）程度をご担当いただくことを予定しています。

○ 現況分析部会（学部・研究科及び研究組織等の現況分析）

- ① 現況分析部会は、書面調査による分析を行い、必要に応じて、国立大学法人等への問い合わせを行います。学部・研究科及び研究組織等の「教育の水準」及び「研究の水準」を判定し、現況分析結果（原案）として取りまとめ、達成状況判定会議に提出します。
- ② 研究の現況分析については、研究業績水準判定組織による研究業績の水準判定を踏まえて行います。
- ③ 現況分析部会は、専門委員によって構成します。学問分野を踏まえた評価を実施するため、以下に示す11の学系部会を編成します。部会長は、当該部会における意見の取りまとめ、部会内及び評価委員会との連絡調整を行います。
- ④ 各部会間の調整は、必要に応じて評価委員会に設置された運営小委員会で行います。

学系部会：人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合文系、総合理系、総合融合系、大学共同利用機関（計11部会）

【（参考：第3期）役割分担と配置方針】

役割分担	配置方針
○部会長及び副部会長 ・部会の総括 ・必要に応じて部会内の「現況分析結果（原案）」の調整	・国公立大学の学部長・研究科長経験者又はそれと同等の役職経験者
○主担当及び副担当 ・書面調査 ・「現況分析結果（原案）」の作成	・同上

【評価作業の概要（現況分析）】

国立大学法人等から学部・研究科及び研究組織等ごとに提出された「現況調査表」に基づき、「教育の水準」及び「研究の水準」の分析・調査を実施します。

分析・調査に際しては、書面調査のほか、2回の会議を予定しています。なお、作業量については、役割分担等によって異なりますが、第4期現況分析では、文部科学省の国立大学法人評価委員会から負担軽減が求められており、前期（第3期）よりも作業負担の軽減を図ります。

○ 研究業績水準判定組織

- ① 研究業績水準判定組織は、国立大学法人等から提出される「研究業績説明書」に基づいて、各研究業績の水準を判定します。
- ② 研究業績水準の判定に当たっては、研究分野（令和7年度科学研究費助成事業の分類における中区分）ごとに、専門委員を配置した専門部会を設置します。
- ③ 各研究分野間の調整は、必要に応じて、評価委員会に設置された運営小委員会で行います。
- ④ 判定結果は、現況分析部会及び達成状況判定会議へそれぞれ提出します。現況分析部会及び達成状況判定会議ではその結果を尊重します。

【(参考：第3期) 役割分担と配置方針】

役割分担	配置方針
○専門委員 ・書面審査	・各専門分野における研究者

【評価作業の概要（研究業績水準判定）】

国立大学法人等から提出された「研究業績説明書」を基に、各研究組織の代表的な「研究業績」についての評価の分析・調査を実施します。

評価の分析・調査に際しては、書面調査のみを予定しています。なお、専門委員ごとに作業量は異なりますが、1人当たりの平均は、40件程度の研究業績をご担当いただく予定です。

2. 評価実施前の研修

共通理解の下で公正、適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、教育研究評価の目的、内容、方法等についての研修を実施します。研修開始は、令和8年3月頃を予定しています。

3. 専門委員の任期

評価作業が終了する令和9年3月末までを予定しています。

4. 旅費及び謝金の支給

評価の実施に伴う旅費及び謝金を当機構の規程に基づきお支払いいたします。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（抄）

平成16年4月1日

規則第1号

最終改正 令和6年3月29日

第6章 評価委員会等

（国立大学教育研究評価委員会）

第18条 機構に、国立大学法人法（平成15年法律112号）第31条の3第1項の規定による国立大学法人評価委員会からの要請により行う国立大学等の評価について審議する国立大学教育研究評価委員会を置く。

- 2 機構長は、機構が行う国立大学等の教育研究評価に関し必要な事項を定めるに当たっては、国立大学教育研究評価委員会の議を経てこれを行うものとする。
- 3 国立大学教育研究評価委員会は、委員30人以内で組織し、委員は、大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて委嘱する。
- 4 国立大学教育研究評価委員会に、機構が行う国立大学等の教育研究評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置く。
- 5 専門委員は、大学の教員並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて委嘱する。
- 6 委員、専門委員は非常勤とする。
- 7 委員、専門委員の任期その他国立大学教育研究評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

附則（令和6年3月29日）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則

平成16年4月1日

規則第12号

最終改正 令和元年5月24日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（以下「運営規則」という。）第18条第7項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の国立大学教育研究評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期等)

第2条 運営規則第18条第3項に規定する委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 運営規則第18条第4項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、緊急その他やむを得ない理由により委員会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。
- 5 前項の規定により議決を行った場合は、委員長が次の会議において報告しなければならない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、評価事業部評価企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月19日)

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後、平成19年度末日までに任命する委員の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、平成21年6月末日までとする。

附 則 (平成19年3月12日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月11日)

この規則は、平成25年6月11日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月24日)

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会運営内規

平成 19 年 3 月 26 日
国立大学教育研究評価委員会決定
最終改正 令和元年 7 月 8 日

(総則)

第 1 条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則に定めるもののほか、同規則第 6 条の規定に基づき、この運営内規に定めるところによる。

第 2 条 国立大学法人法第 31 条の 3 第 1 項の規定に基づき、国立大学法人評価委員会からの要請により行う教育研究評価は、教育研究に係る中期目標の達成状況及び国立大学法人評価委員会が各国立大学法人等ごとに定める教育研究組織（以下「学部・研究科等」という。）の現況の調査を行う。

(達成状況判定会議)

第 3 条 委員会は、評価の対象となる国立大学等（以下「評価対象大学等」という。）の教育研究に係る中期目標の達成状況を調査するため、達成状況判定会議を置く。

- 2 当該会議は、別表第 1 のグループ及びチームにより構成する。
- 3 当該グループ及びチームに属すべき独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（平成 16 年規則第 1 号）第 18 条第 3 項に規定する委員（以下「委員」という。）及び同条第 4 項に規定する専門委員（以下「専門委員」という。）は、委員長が指名する。
- 4 当該グループにグループリーダー、サブリーダーを、チームに主査を置き、当該グループ及びチーム会議に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。
- 5 グループリーダーは、当該グループの事務を掌理する。
- 6 サブリーダーは、グループリーダーを補佐し、グループリーダーに事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 主査は、当該チームの事務を掌理する。

(現況分析部会)

第 4 条 委員会は、評価の対象となる学部・研究科等（以下「評価対象学部・研究科等」という。）の現況を調査するため、現況分析部会を置く。

- 2 当該部会は、別表第 2 の学系部会により構成する。
- 3 当該学系部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 4 当該学系部会に部会長、副部会長を置き、当該学系部会に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。
- 5 部会長は、当該学系部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(研究業績水準判定組織)

第5条 委員会は、前条第1項の現況の調査に当たって、評価対象学部・研究科等の研究業績を分析するため、現況分析部会に研究業績水準判定組織を置く。

- 2 当該組織に別表第3の専門部会を編成する。
- 3 当該専門部会に属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- 4 当該専門部会に部会長、副部会長を置き、当該専門部会に属する専門委員のうちから委員長が指名する。
- 5 部会長は、当該専門部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営小委員会)

第6条 第3条に規定するグループ及びチーム相互間、第4条に規定する学系部会相互間及び前条に規定する専門部会相互間の調整を図るため、委員会に運営小委員会を置く。

- 2 当該小委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 当該小委員会に主査、副主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。
- 4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。
- 5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見申立審査会)

第7条 委員会は、評価対象大学等からの意見の申し立てを審議するため、意見申立審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 審査会に会長、副会長を置き、審査会に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。
- 4 会長は、審査会の事務を掌理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第8条 グループは、グループリーダーが招集し、議長となる。

- 2 グループは、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 グループの議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前各項の規定は、チーム、学系部会、運営小委員会及び審査会の議事に準用する。この場合において、「グループ」とあるのは「チーム」、「学系部会」、「運営小委員会」又は「審査会」と、「グループリーダー」とあるのは、「チーム主査」、「部会長」、「主査」又は「会長」と読み替えるものとする。また、学系部会においては、「委員及び専門委員」とあるのは、「部会長及び副部会長」に読み替えるものとする。

第9条 委員及び専門委員は、「委員会」、「達成状況判定会議」、「現況分析部会(研究業績水準判定組織を除く)」、「運営小委員会」及び「審査会」において自己の関係する大学等

に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。

(会議の公開)

第10条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

一 委員長が、評価対象大学等の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合

二 その他委員長が必要と認める場合

2 「達成状況判定会議」、「現況分析部会」、「運営小委員会」及び「審査会」に係る会議は、評価対象大学等の具体的評価に関わる審議等を行うため、原則として会議資料を含め非公開とする。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この細則は、平成19年3月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年10月3日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年7月8日から施行する。

別表第1（第3条関係）

グループ及びチームの名称	
第1グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム 第4チーム
第2グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム
第3グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム
第4グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム
第5グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム
第6グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム
第7グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム
第8グループ	第1チーム

別表第2（第4条関係）

学系部会の名称	
人文科学系部会 理学系部会 農学系部会 教育系部会 総合理系部会 大学共同利用機関部会	社会科学系部会 工学系部会 保健系部会 総合文系部会 総合融合系部会

別表第3（第5条関係）

専門部会の名称
思想、芸術およびその関連分野部会
文学、言語学およびその関連分野部会
歴史学、考古学、博物館学およびその関連分野部会
地理学、文化人類学、民俗学およびその関連分野部会
法学およびその関連分野部会
政治学およびその関連分野部会
経済学、経営学およびその関連分野部会
社会学およびその関連分野部会
教育学およびその関連分野部会
心理学およびその関連分野部会
代数学、幾何学およびその関連分野部会
解析学、応用数学およびその関連分野部会
物性物理学およびその関連分野部会
プラズマ学およびその関連分野部会
素粒子、原子核、宇宙物理学およびその関連分野部会
天文学およびその関連分野部会
地球惑星科学およびその関連分野部会
材料力学、生産工学、設計工学およびその関連分野部会
流体工学、熱工学およびその関連分野部会
機械力学、ロボティクスおよびその関連分野部会
電気電子工学およびその関連分野部会
土木工学およびその関連分野部会
建築学およびその関連分野部会
航空宇宙工学、船舶海洋工学およびその関連分野部会
社会システム工学、安全工学、防災工学およびその関連分野部会
材料工学およびその関連分野部会
化学工学およびその関連分野部会
ナノマイクロ科学およびその関連分野部会
応用物理物性およびその関連分野部会
応用物理工学およびその関連分野部会
原子力工学、地球資源工学、エネルギー学およびその関連分野部会
物理化学、機能物性化学およびその関連分野部会
有機化学およびその関連分野部会
無機・錯体化学、分析化学およびその関連分野部会
高分子、有機材料およびその関連分野部会
無機材料化学、エネルギー関連化学およびその関連分野部会
生体分子化学およびその関連分野部会
農芸化学およびその関連分野部会
生産環境農学およびその関連分野部会
森林圏科学、水圏応用科学およびその関連分野部会
社会経済農学、農業工学およびその関連分野部会

獣医学、畜産学およびその関連分野部会
分子レベルから細胞レベルの生物学およびその関連分野部会
細胞レベルから個体レベルの生物学およびその関連分野部会
個体レベルから集団レベルの生物学と人類学およびその関連分野部会
神経科学およびその関連分野部会
薬学およびその関連分野部会
生体の構造と機能およびその関連分野部会
病理病態学、感染・免疫学およびその関連分野部会
腫瘍学およびその関連分野部会
ブレインサイエンスおよびその関連分野部会
内科学一般およびその関連分野部会
器官システム内科学およびその関連分野部会
生体情報内科学およびその関連分野部会
恒常性維持器官の外科学およびその関連分野部会
生体機能および感覚に関する外科学およびその関連分野部会
口腔科学およびその関連分野部会
社会医学、看護学およびその関連分野部会
スポーツ科学、体育、健康科学およびその関連分野部会
情報科学、情報工学およびその関連分野部会
人間情報学およびその関連分野部会
応用情報学およびその関連分野部会
環境解析評価およびその関連分野部会
環境保全対策およびその関連分野部会
人間医工学およびその関連分野部会